**震災等により被災した家屋の代替家屋に係る**

**固定資産税の特例適用申告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　 月 　日

（あて先）菊陽町長

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申告者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称）

㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

地方税法第352条の3の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

１　代替家屋の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住　　　　　所 |  |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 氏　名（名称） |  |
| 個人番号又は法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被災家屋所有者との関係 |  |
| 家屋の所在地 |  | 床面積 | 　　　　　　　　　㎡ |
| 家屋の種類 |  | 家屋の構造 |  |
| 建築年月日（改築） | 令和　　　年　　　月　　　日 | 取得年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 登記年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | 家屋番号 |  |
| 共有名義の場合、共有持分 |  | * 被災家屋所有者との同居
 |

２　被災家屋の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者 | 住　　所 |  |
| フリガナ |  |
| 氏名（名称） |  |
| 家屋の所在地 |  | 床面積 | 　　　　　　　　　㎡ |
| 家屋の種類 |  | 家屋の構造 |  |
| 共有名義の場合、共有持分 |  | 処分方法 | □ 解体済み　　□ 売却済み□ その他（　　　　　　　　） |

※特例の適用要件、必要な書類等については裏面をご覧ください。

１　**特例対象者**

（１）被災家屋所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有するもの）

（２）被災家屋所有者に相続が生じたときの相続人

（３）代替家屋に被災家屋所有者と同居している三親等内の親族

（４）被災家屋を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

　※被災家屋所有者とは、被災当時の所有者をいい、被災後に新たに取得した場合は対象外。

**２　被災家屋及び代替家屋の要件**

（１）震災等により滅失又は損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていること。

※「損壊」とは家屋が著しく損傷を受けた状態で、軽微なものは含みません。**原則として、り災証明書の、り災の程度が「半壊」以上の場合（又は、固定資産税の減免が適用される程度（損害割合２０％以上）の被害を受けていること）が対象となります。**

（２）代替家屋は被災家屋と用途が同一であること。

**３　特例の内容**

代替家屋の固定資産税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、最初の課税以後4年度分に限り、2分の1を減額します。

※共有名義の家屋の場合は、その持分に応じて面積を按分した上で算定します。

**４　申告書の提出期限及び提出先**

　代替家屋を取得又は改築した年の翌年の１月３１日までに、以下の書類を添付の上、役場税務課に提出してください。

**【添付書類】**

①被災家屋が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書類 ⇒ **り災証明書（写）**

②被災家屋が存したことを証する書類 ⇒ **被災時点の固定資産課税台帳登録事項証明書（写）**

③相続人等が、特例の適用を受けようとする場合

　・被災家屋所有者の相続人であることを証する書類 ⇒ **戸籍謄本（写）**

　・被災家屋所有者と同居する三親等内の親族であることを証する書類 ⇒ **戸籍謄本（写）**

　・合併又は分割により設立された法人であることを証する書類 ⇒ **法人の登記事項証明書（写）**

※被災家屋が菊陽町内に存していた場合は、①及び②の提出は不要です。また、被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋が存したことを確認できる書類が必要です。

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。

問い合わせ先

菊陽町役場総務部税務課固定資産税係

（電話）０９６－２３２－４９１１